

## ● 大気汚染を減らすために—現在の対策 ●

工場からの大気汚染をなくす取り組みは進みましたが、現在は、自動車の排気ガスにふくまれる窒素酸化物（NOx）や浮遊粒子状物質（細かいすすやちり。SPMともあrawす）による大気汚染が問題となっています。

特にPM2.5（微小粒子状物質）については、各地に測定局をつくり対策の努力がされていますが、ききめのある対策がなく、現在も大きな課題です。

こうした問題をよくするためには、車の走る量を減らしたり、車から出る排気ガスを減らすことを考える必要があります。

たとえば2001年には「自動車NOx・PM法」ができ、大都市でディーゼル自動車（乗用車、トラック、バスなど）をつかう会社に、窒素酸化物をなるべく出さないよう毎年計画を立てて実施することを義務付けました。この法律ができたことで、NOxの排出量は減ってきました。

その他にも、下記のような対策が行われています。

車の使い方を考えることは、空気をきれいにし、温暖化対策にもつながります。みなさんも、暮らしの中での車の使い方について考えてみてください。

### ○環境ロードプライシング

西淀川の住宅地の近くにある国道43号線（普通の道路）や阪神高速道路3号神戸線を通る車を少なくするため、住宅から遠く環境への影響が少ない大阪湾の上を走る阪神高速道路5号湾岸線へ車を誘導する「環境ロードプライシング」が行われています。環境ロードプライシングとは、トラックやバスなどが、有料道路（走るのにお金が必要な道路）を利用するための料金を割引することで、ここ12年ほどで、5号湾岸線を利用する車が、14.6%増えています。



参考：阪神高速道路(株)HP 環境ロードプライシングより  
[http://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/etc/etc\\_waribiki/etc\\_waribiki3.html](http://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/etc/etc_waribiki/etc_waribiki3.html)

### ○流入車規制

大阪府では、古いディーゼル車などで排気ガスにふくまれる汚染物質の量が基準より多いものは、大阪府内を走ってはいけないという決まりをつくりました。

2008年にこの規制をはじめたところ、規制する前より自動車からの窒素酸化物排出量は約4分の3に減りました。

基準をクリアして、大阪府内を走ることができる車には、右のようなステッカーがはられています。

